

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和4年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	22,902千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	414,966千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	37,242	23,150			1,202	12,890
	障害者福祉事業	54,621	39,366		1,200	1,199	12,856
	高齢者福祉事業	29,660	16,832		1,574	960	10,294
	福祉医療給付事業	9,141	4,497			396	4,248
	児童福祉事業	45,674	24,432		718	1,751	18,773
	小計	176,338	108,277		3,492	5,508	59,061
社会保険	国民健康保険事業	18,217	7,209			939	10,069
	介護保険事業	82,529	4,715			6,639	71,175
	後期高齢者医療保険事業	72,016	12,921			5,042	54,053
	小計	172,762	24,845			12,620	135,297
保健衛生	成人保健事業	13,578	728		39	1,093	11,718
	母子保健事業	370				32	338
	感染症予防事業	10,273	9,151			96	1,026
	医療確保事業	41,645				3,553	38,092
	小計	65,866	9,879		39	4,774	51,174
合計		414,966	143,001		3,531	22,902	245,532

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。